

佐田岬いいもののセレクション認定 募集要項



伊方町観光商工課

1 「佐田岬いいものセレクション」認定制度とは

伊方町では町内の特色ある商品のうち、希少性や技術等に優れたものを地域ブランド「佐田岬いいものセレクション」として認定し、その認定品の販売促進・流通拡大を始め、町内外へその魅力を発信することにより、町の認知度向上や、観光振興、地域産業の活性化を図ることを目的とする制度です。

2 認定の対象

認定の対象となる商品は、次のとおりとします。

①伊方町内で生産された農林水産物

②伊方町内で製造し、又は加工された加工食品、工芸品又は工業製品

※農林水産物(柑橘や鮮魚等の生鮮品)については農業協同組合や漁業協同組合等の一定の品質が保証されている商品、または令和6年度伊方町ふるさと納税の取扱がある商品とします。

＜商品カテゴリー＞

- ・加工食品…農産加工食品、水産加工食品、菓子類、レトルト食品、調味料、酒類等
- ・農林水産物(食用)…農産物、特用林産物(食用)、水産物、畜産物等
- ・農林水産部(非食用)…食用として消費されない農林水産物、特用林産物等
- ・畜産物…畜産物等
- ・工芸品等…木工製品、竹製品、農産加工品、その他伝統工芸品等

3 申請の要件

申請にあたっては、次に掲げる要件のいずれも適合している必要があります。

＜申請者の要件＞

- ①農林業、水産業、食品加工業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であって、原則として町内に住所又は主たる事業所を有するものであること(団体については、定款、寄付行為その他これらに準ずるものを有しているものに限る。)。
- ②伊方町暴力団排除条例(平成23年伊方町条例第20号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと
- ③町が賦課徴収する全ての税に未納がないこと。

＜申請品の要件＞

- ①申請時において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、商標法(昭和34年法律第127号)、特許法(昭和34年法律第121号)、著作権法(昭和45年法律第48号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)等の関係法規を遵守していること。
- ②他人の知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的

財産をいう。)を侵害していないこと。

③業界での製造基準及び表示基準を満たしていること。

④販売開始から1年を経過していること。

⑤審査会にて認定を認められた商品について、伊方町のふるさと納税の返礼品への登録が可能なこと。

4 認定基準

基本理念に合致した上で、さらに5つの認定基準に照らし合わせ、総合的に判断し、適当と認められる産品を「佐田岬いいものセレクション」として認定します。ただし、1事業者が申請及び認定を受けることができる商品数は2品、累計最大認定数は5品までとします。

<基本理念>

地域性や素材、製法・技法又は品質へのこだわりがあり、他産地又は類似商品と比較して独自性や優位性がある。

<認定基準>

- ①地 域 性：半島という独特の地形に位置する伊方町らしい歴史や文化的な背景、ストーリーがある。
- ②技 術 性：生産・製造にあたり、他に類を見ない高度な技術や機器の使用、その他、工夫を行っている。
- ③信頼性・安全性：生産・製造そして、販売するにあたり信頼できる品質や優れた安全性が確保されている。
- ④商 品 力：コンセプトが明確で商品の独自性や話題性があり、商品価格や価値の両面で優位性を持っている。
- ⑤市 場 性：市場への安定供給、販路拡大に向けた取り組み（商談会への参加など）を積極的に展開・実施している。

※詳細については、募集対象ごとの認定ガイドラインをご覧ください。

5 認定方法

佐田岬いいものセレクションの認定は、事業者から申請のあった産品が申請要件を満たしているか審査するとともに、有識者で構成する「佐田岬いいものセレクション認定審査会」の意見を聴きながら、認定基準に適合する優れた産品であるかを審査し、伊方町が認定します。なお、審査にあたっては、申請者への意見聴取や事業所等の現地調査等を行う場合があります。

6 有効期限

認定の有効期限は、認定された日から3年を経過した日の属する月の末日までです。

有効期限が満了する場合において、引き続き認定を受けようとする場合は、自らの申し出による更新申請が必要となります。

7 審査結果

審査の結果、申請された産品を「佐田岬いいものセレクション」として認定した場合は、伊方町が認定証を交付します。

また、「佐田岬いいものセレクション」として認定されなかった場合は、その旨を文書でお知らせします。

8 認定によるメリット

- ①認定マークを商品に使用でき、類似商品等と差別化を図れます。
- ②町や関係団体が業務で使用する際に優先的に使用され、販売数を伸ばすことが期待できます。
- ③町が主催または参加する物産展や展示会に優先的に参加できるため、販路拡大が期待できます。
- ④首都圏や関西圏での商談会等に出展する際に、出展に係る費用を町が一部負担するため費用の軽減となります。
- ⑤認定された商品は、町の広報誌やホームページに掲載され、多くの方にPRができます。

9 認定の取り消し

認定後も必要に応じて調査、検査等を行うことがあります。また、次の各事項に該当する場合には、認定を取り消すことがあります。

＜取り消しの要件＞

- ①認定事業者から認定を辞退する申出があったとき。
- ②認定品が認定基準を満たさなくなったとき。
- ③認定事業者が虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ④認定事業者の廃業、倒産、破産等により、認定品を生産できなくなったとき。
- ⑤その他認定制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

認定の取り消しを受けた事業者はその取り消しの日から3年経過しなければ、新たな認定申請をすることができません。

また、認定の取り消しをした場合は、当該商品の名称及び事業者の氏名、住所を公表する

ことがあります。

10 応募方法

①佐田岬いいものセレクション認定申請書(様式第1号)
②佐田岬いいものセレクション認定申請調書(新規)(様式第2号)
③伊方町内に住所又は所在地に有することを証明するもの ＜申請者が個人の場合＞住民票の写し ＜申請者が法人その他団体の場合＞定款、寄付行為その他これらに準ずるもの及び法人にあっては当該法人の登記事項証明書又は登記簿謄本の写し
④町賦課徴収するすべての税に未納がないことを証する書類(納税証明書など)
⑤申請商品の情報書類 ・申請品の写真(パッケージ全景、内容物) ・商品パッケージ(商品の一括表示が確認できるもの) ・パンフレットなど商品の特徴がわかるもの
⑥その他法令に関する書類 ・「営業許可証」の写し【加工食品】 ・化製場等に関する法律に定める許可書の写し【畜産物】 ・各種認定、認証を受けたことを証する書面の写し【農林水産物等】 ・製造や販売に必要な許可証等の写し【工芸品等、農林水産物(非食用)】 ・製造所を所管する保健所発行の「食品衛生監視票」の写し【加工食品】 ・製造所を所管する機関等が必要とする「確認票等」の写し 【工芸品等、農林水産物(非食用)】

11 認定までの流れ

①申 込	事業者が認定を希望する商品の申込みを行う
②書類確認	事務局が申請者、製品が申請要件を満たしているかを確認
③審査会の実施	申請要件を満たした商品を審査会で審査 【審査方法】商品プレゼン(申請者)、実食審査、質疑応答等
④認定証の交付	審査結果に基づき伊方町長が認定を行い、認定証を交付
⑤ふるさと納税への登録	伊方町のふるさと納税の返礼品として登録を行う ※認定後の一部のメリットについては、登録しなければ適用されない

1 2 その他注意事項等

- 認定審査は、認定申請書及び認定申請調書に記入されている内容を基に行いますので、「3. 申請品の概要」、「4. 認定基準への適合」については詳しく記入してください。
- 審査に当たって、原則として新規申請の場合には申請製品のサンプルを提出していただきます。詳細については、申請書類受領後に連絡します。
- 申請書類及び申請製品のサンプルは返却しません。
- 申請書類の内容については、当該審査以外に使用することはありません。

【お問い合わせ先】

〒796-0301

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

伊方町役場 観光商工課 観光商工係

電 話：0894-38-2657

FAX：0894-38-1373

M a i l：shokoshiko@town.ikata.ehime.jp